

西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震改修、簡易改修、小規模改修及び取壊し（以下「耐震改修等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された階数が2以下の木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法による戸建て、長屋建て、併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）又は共同住宅で、持家、貸家を問わない。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他、公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 西尾市が実施する無料耐震診断
- (3) 判定値 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- (4) 評点 財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (5) 上部構造評点 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる上部構造評点
- (6) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表1に定めるものに限る。）を含む計画的な改修工事
- (7) 簡易改修 地震に対する安全性の向上又は住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する目的として実施する補強工事（別表1に定めるものに限る。）を含む簡易な改修工事
- (8) 小規模改修 地震に対する安全性の向上又は住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する目的として実施する補強工事（別表2に定めるものに限る。）を含む小規模な改修工事
- (9) 取壊し 地震による倒壊等の被害の防止を目的として、木造住宅の1棟全てを取り壊す工事

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、市内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその建物に居住するもので所有者の同意を得られるものを含む。）が、当該住宅の木造住宅耐震診断を実施した後、当該住宅の耐震改修等を行う場合で、次の各号のい

いずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(1) 耐震改修 次のいずれかに該当する工事

ア 判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修

イ 判定値が0.7以上1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、階別方向別上部構造評点を、耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上とする補強計画に基づく耐震改修

ウ 第2号又は第3号で規定する改修により補助金の交付を受けた旧基準住宅について、判定値を1.0以上とする二回目の耐震改修

(2) 簡易改修 判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、工事前の判定値に0.3を加算した数値以上かつ判定値を0.7以上1.0未満とする改修

(3) 小規模改修 判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、改修前と比較して耐震性能が向上し、耐震補強として有効である改修又は耐震シェルターの整備

(4) 取壊し 判定値が1.0未満と診断された延べ床面積30平方メートル以上の旧基準木造住宅を、適正に分別解体、再資源化等を実施する取壊し

2 前項各号の補強計画は、判定値又は評点のいずれかの基準により算定したものの。

3 第1項の規定にかかわらず、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する1の敷地内で2以上の耐震改修等を行う場合は、耐震改修、簡易改修、小規模改修又は取壊しのいずれかを補助の対象とする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

（補助金の額）

第4条 1戸当たり（長屋建ての場合は、1棟当たり）の補助金額は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てる。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該耐震改修等の工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は条件を付することができる。

(計画の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、交付変更申請書（様式第3）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定変更通知書（様式第4）により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第7条 申請者は、耐震改修等の中止をしようとする場合は、すみやかに事業中止届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第8条 申請者は、第2条第6号に定める耐震改修で補強箇所が隠ぺい等により完了時に目視確認できない部分がある場合、当該補強箇所の工事工程を事前に市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは検査を行うことができる。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、耐震改修等が完了したときは、完了実績報告書（様式第6）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該耐震改修等の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受理した場合において、完了

実績報告書等の書類を審査のうえ、必要に応じ現場確認を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書（様式第7）により、申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付する。

（書類の整理及び保管）

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置）

2 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日の前日までに編入前の一色町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱、吉良町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は幡豆町民間木造住宅耐震改修費補助事業補助金交付要綱に規定する一色町、吉良町又は幡豆町が実施した無料耐震診断は、第2条第2号に規定する無料耐震診断とみなし、一色町、吉良町又は幡豆町にて補助金の交付を受けたものは、第3条に掲げるこの要綱の補助金の交付を受けたことがあるものとみなす。

（検討）

3 市長は、平成27年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日に第5条第2項の交付決定をうけて、耐震改修が未完了のものについて適用し、同日前に完了したものについては、なお従前の例による。この場合の、補助金の額の変更手続きについては、第6条に準じる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	設計監理	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 (劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表 2 (第 3 条関係)

	小規模改修の種類
1	居間、寝室等一日のうち、主に長い時間を過ごす部屋を補強する改修
2	屋根を重い材料（瓦葺等）から軽い材料（スレート、金属板葺等）とする改修
3	壁を補強する改修
4	柱、梁での結合部の剛性を上げる金物補強をする改修
5	耐震シェルターの整備
6	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める改修

別表 3 (第 4 条関係)

	補助金の対象経費	補助金の額
1	耐震改修に要する経費	<p>1. 第 3 条第 1 項第 1 号ア又はイに規定する耐震改修は、次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 5 号の額を差し引いた額を補助金の額とする。</p> <p>(1) 設計監理費、工事監理費の 3 分の 2 の額かつ 10 万円を限度とする。</p> <p>(2) 耐震補強工事費の 23% の額に 30 万円を加算した額かつ 110 万円を限度とする。（ただし、対象経費が 120 万円を下回る場合は当該経費を超えない額を限度とする。）</p> <p>(3) 附帯工事費のうち 110 万円かつ（1）及び（2）の助成額と合計して 120 万円を超えない額を限度とする。（ただし、対象経費が 120 万円を下回る場合は当該経費を超えない額を限度とする。）</p> <p>(4) 上乗せ補助として（1）、（2）、（3）の助成額を合計して 120 万円を超えない額（ただし、対象経費が 120 万円を下回る場合は当該経費を超えない額を限度とする。）</p> <p>(5) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額</p> <p>2. 第 3 条第 1 項第 1 号ウに規定する耐震改修は、次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 4 号の額を差し引いた額を補助金の額とする。</p> <p>(1) 工事監理費の 3 分の 2 の額かつ 10 万円を限度とする。</p> <p>(2) 耐震補強工事費の 23% の額に 30 万円を加算した額かつ 80 万円を限度とする。</p> <p>(3) 附帯工事費のうち 80 万円かつ（1）及び（2）の助成額と合計して 90 万円を限度とする。</p>

		(4) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
2	簡易改修に要する経費	(1) 改修設計費（補助計画策定費と工事監理費を合わせたもの）の3分の2の額かつ10万円を限度とする。 (2) 耐震補強工事費（附帯工事費含む。）の2分の1かつ20万円を限度とする。
3	小規模改修に要する経費	耐震補強工事費（附帯工事費含む。）又は耐震シェルター整備費（耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用を含む。）の2分の1の額かつ15万円を限度とする。
4	取壊しに要する経費	取壊し費の20万円を限度とする。